同朋公議

http://www.shinshukoubou.com/

弥陀の名号となへつつ
信心まことにうるひとは
憶念の心つねにして
仏恩報ずるおもひあり

2018年 第66回 宗会報告





幹事長
望 月 慶 子

6月18日、大阪府北部を震源とする地震により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。阪神・淡路大震災から23年、東日本大震災から7年、熊本大震災から2年、今なお深い悲しみの中におられる全ての方々に対して、心からお見舞い申し上げます。

さて、私たちの宗門は、2023年に宗祖親鸞聖人御誕生850年・立教開宗800年慶讃法要をお迎えします。その具体的歩みを始めるにあたり、今議会の総長演説において「すべての人びとに向けて教えの発信を」「本願念仏に生きる人の誕生と場の創造」「宗門の基盤づくり」の3つの方針が表明されました。

今こそ、「真宗大谷派宗門とそこに集う宗門人に課せられた使命とは何か」を顕らかにしていく時期であります。

このような大切な時期である今議会において、「同朋社会をめざす会」によって内局不信任決議案が提出されました。当団は無所属の方々の賛同もいただき、絶対的多数で否決しました。議会の混乱に際しまして多くの皆様にご心配をおかけしたこと誠に申し訳なく思っております。

宗議会議員は当然ながら「宗憲」を遵守して議会運営に当る責務を背負っています。たとえ方法論に違いがあっても、国政のように主義思想の異なる集団の対決によって行政が行われるのではありません。今回は行政を担う当局、それを支える会派としての責任を思うての一連の動きでありました。

今後も、私たちは、宗憲の精神に則り皆様と共に歩む姿勢を大切にし、政策集団として責務を果たしてまいる所存です。

さて、今議会中に宗祖の御誕生と立教開宗の法要を勤める意義が明らかにされる事象がありました。それは、議会最終日に北米とハワイから奉仕団として15歳から22歳までの若者が2泊3日、同朋会館に入館し、最終日には帰敬式を受式されたことです。そこでは開教司教の大谷暢裕師による日本語・英語の2ヶ国語での儀式執行のお言葉が御影堂に響きわたりました。このことが私たちに大きな示唆を与えました。それは法義を次世代に手渡し、宗門本来の使命と方向性を再確認して、更なる同朋会運動推進に取り組まねばならないということです。

今後とも、一層のご支援、ご叱咤をたまわりますようお願い申し上げます。

総長演説　要旨



宗務総長

但馬 弘

2023年にお迎えする宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要の準備を滞りなく行ってまいる所存です。この法要を機縁とし、私自身が生まれた意義と生きる喜びを共にする身となり、また、教えに出遇い得た者として報恩の誠を尽くし、有縁の方々に広く教えをお伝えしていくことがこの身に強く願われています。法要後25年間にわたり、節目となる大きな法要のない期間を見据え、将来の宗門を左右するかけがえのない機縁として、慶讃法要をお迎えしてまいりたいと切に願うものであります。

人口が減少し、世帯が分散し、教えが伝わる環境が厳しいなかで、聞法道場として寺院本来のすがたを取り戻していくために、内局として、以下の３つの方針を施策の根幹に据え、2018年度からの準備と慶讃法要後の宗門の方向性を考えてまいります。

【１、すべての人びとに向けて教えの発信を】

いかなる時代にあっても、宗祖の御前に身をただし、悲しみ苦悩する人々と教えをたずね、共に悩み続ける宗門として歩むことこそ同朋会運動であります。教えの発信の基盤となる聖教編纂事業に着手し、慶讃法要に向けて『真宗聖典』第２版の刊行を目指します。また、差別事象から問われる取り組み、とりわけ観経「是旃陀羅」の問題を通して、自らの閉鎖性を破ってわれらの世界に目覚めよと、本願の世界から呼びかけられていることをお互いに確認しあわねばなりません。また近年、真宗本廟では外国人参拝者が急増し、渉成園にも多くの観光客が来園されています。国際観光都市京都の玄関口である地の利を活かし、「真宗本廟とはいかなる場所か」をお伝えするとともに教化の展開をはかってまいります。

【２、本願念仏に生きる人の誕生と場の創造】

昨年、真宗教化センター内に設置された「寺院活性化支援室」を中心にして、教区・組と連携して教化支援を推進し、門徒とともに地域社会の寺院を生き生きとした場所としていく取り組みを更に前に進めてまいります。このことを軸にして、人の誕生を願う宗門全体の機運を高めてまいりたいと考えております。

帰敬式実践運動の更なる推進、また、同朋会館の改修が完了したことを受け、本年７月より真宗本廟奉仕等の充実に向けた取り組みをより一層強化推進してまいります。特に次世代を担う青少幼年に力点をおいた「ひとりからはじめる」教化の推進をはかってまいります。

【３、宗門の基盤づくり】

人の誕生を期す宗門として、法話のあり方、儀式執行の丁寧さなど、現場から厳しく問われていることを丁寧に聞き取り、僧侶、教師の養成と研鑽の更なる充実をはかります。

また、「縮小社会」に対応し、教区・組の改編を積極的に推進し、力のある大きな行政単位の中で、充実した小さな教化の場を生み出していけるような改編を目指し協議を重ねてまいります。組門徒会員選定において、女性の割合が特別措置条例施行以来5%から28%、そして本年の改選の結果32%の女性門徒会員が誕生しております。宗門あげて、宗門の活性化を期すべく様々な意識改革、具体的な制度機構の見直しを通して男女共同参画を推進してまいります。



財務長演説 要旨



財務長

八島 昭雄

2016 年度の経常費御依頼は 4 年連続で全教区にご完納いただきました。全国のご門徒の尊い御懇念と宗門各位のご尽力の賜物であると、宗務執行の責任を預かる内局として衷心よりお礼を申し上げます。

【2016 年度決算について】

2016 年度一般会計決算は歳入 86 億 566 万円、科目別の収納状況としては、冥加金 87.7％、礼金 82.1％、懇志金 89.8％と予算額を下回っておりますが、御依頼における相続講金が予算に対して 3 億 5,232 万円超過したことにより歳入予算が超過している状況です。門徒用授与物、帰敬式の授式礼金、それぞれ 2015 年度に対し 2.9％、1,406 万円の減、14.9％、1,359 万円の減となり、とても厳しい内容になっております。一方、歳出は 80 億 3,128 万円で予算に対して 93.9％の執行率、その結果、余剰金 5 億 7,437 万円となりました。

次に、真宗本廟阿弥陀堂及び御影堂門御修復特別会計について、6 ヵ年度わたる最終年度として余剰金 1 億 5,477 万円の余剰金を真宗本廟諸施設営繕積立金に繰り入れをいたしました。



【2018 年度予算の概要について】

2018 年度の一般会計の予算総額は、92 億 2,300 万円で昨年より 8 億 3,240 万円の増額、増額の主な事由は臨時部における資金の繰り入れ等によるものです。歳出について同朋会運動の願いである「本願念仏に生きる人の誕生」の実現に向けて「組を基軸とした僧侶と門徒の共学の場、共同教化の具体化」によってなしえる場の創造を図るために必要な予算措置を講じました。臨時部においては、御影堂と式務部間の廊下の改修や視聴覚ホールの改修など真宗本廟境内における大規模営繕費 1 億円を計上し、原資として真宗本廟諸施設営繕積立金より同額を繰り入れております。その他、慶讃法要の計画策定に向けて広く宗門内に趣旨と願いをお伝えし、ご意見を聴取するための内局巡回（2018 年度）の経費として「宗祖親鸞聖人御誕生 850 年・立教開宗 800 年慶讃法要準備費」を計上いたしました。

また、慶讃法要に向けて 2019 年度から特別募財を御依頼する方針であること、さらには、寺院を取り巻く社会状況の変化により常態化した厳しい寺院運営の現状を踏まえ寺院・門徒の負担を考慮して 2018 年度から 2022 年度までの間の地方御依頼額を 5,000 万円減額させていただくこととといたします。また、今後の旧総会所跡地を含む不動産活用について、当面駐車場として参拝者等への配慮を踏まえ活用し、将来の宗門運営に寄与する有効な土地利用については、財産管理審議会にて検討をいただきます。

【財政改革の推進について】

今後の宗門の財政改革の推進についての第一歩として、宗務役員で構成した財政改革に関する内部会議を立ち上げ、財政改革の方針や財政計画の骨子を作成するための取り組みを現在進めております。宗門の財政基盤は、宗祖親鸞聖人が顕かにされた本願念仏の教えに出遇ったご門徒の御懇志によって成り立っております。今こそ更なる教化事業の充実により、信頼と期待に応えていくことが宗門の責任であり、このことひとつが着実な財政の基盤づくりに繋がっていくものと考えております。



決算委員会

当委員会では、2016 年度決算に関わる 12 案件が付託された。委員構成は第 1 部（興法議員団）6 名、第 2 部（めざす会）1 名、第 3 部（無所属）1 名であり、約 16 時間の慎重審査を経て、委員会採決では全案件とも全会一致で可決された。
委員会の冒頭において会計監査院長の監査報告を受け、各特別会計（10 件）、一般会計、別途会計諸勘定計算書の順に審査を行った。

まず、全体を通して歳出の執行率が低い項目が散見することについての質疑があったが、その主な理由の一つに近年は経費節減に努めている傾向があるということであった。しかしながら、教学教化に関する項目についてはもう少し執行率を高めるよう努めるべきだとの意見が多かった。

また、予算の立てにくい項目の算出方法についての質疑があった。

他、専修学院の運営、共済の加入状況・推移・審査方法、不動産活用、海外開教、職員の数や勤務状況等についての質問が目立った。特に同朋会員志の位置付けや納入扱いについては、今後の検討課題になる要素を感じた。

総括質問では、当団より 3 名の委員が質問に立った。質問の内容は、佐々木委員が①第 2 種共済②真宗本廟諸営繕、西受委員が①相続講金②同朋会員志③決算議会の開催、鳥越委員が①特別会計からの回付金②積立金の適正化③都市開教について④改編に関する沖縄の位置付け等に関するものであった。

（委員長　長峯顕教）

予算委員会

2018 年度の一般会計予算参総額は、経常部と臨時部を合わせて 92 億 2,300 万円で昨年度に比して 8 億 3,240 万円の増額で編成された。増額の主な事由は臨時部における資金の繰り入れ等によるものである。また、2023 年にお迎えする「宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要」に係る特別募財を 2019 年度から開始する方針を考慮して 2018 年度から 2022 年度まで地方御依頼顎を 5,000 万円減額される。

以上のような財務方針から、予算委員会に付託された 14 案件について審査した。一見して目立つ増減の細目についての質疑では、その多くが隔年開催などの理由であった。また、比較的活発な質疑応答があったのは、「同朋会館改修工事」や「教師養成」「聖教編纂室」「帰敬式」などと言った、大谷派にとっての生命線ともいうべき「同朋会運動」に関る経費についてで、どう予算を配分し次世代へつないでいくのかといった所に関心の高さがうかがえた。

また、2017 年度に提示された中長期的な視点に立ち厳しさを増す財政状況を見据えた「財政改革」は、2018 年度において宗務所内の宗務役員で構成された内部会議で現状分析・課題抽出を行い宗門の現状に相応しい財政規模を顕かにし、2019 年度に役割などを明確にした上でしかるべき機関を設置し進めていく予定が示された。

なお、当委員会に付託された 14 案件は、全て可決された。

（委員長　齊藤法顕／代理　酒井良）

特別委員会

当委員会へは、主に諸条例の改正・新設について 11 案件が付託され、また総会所跡地の財産種別変更について議決を求める件、併せて付託を受けた 12 案件について慎重に審議を行った。

特筆していえば、「宗務職制の一部を改正する条例案」「宗務役員給与条例案」等を主とした法改正については、昨年の労務問題を契機として、適法かつ活力のある職場環境を確保するため、宗務役員の就業及び待遇その他労務管理全般にわたる必要な法整備を行うという趣旨であったが、この法

整備に至るまでの労務管理への取り組みや現況、「宗務役員」という定義の問題、どのような職階があるかについて質疑が交わされた。

また、「総会所跡地の基本財産から普通財産への種別変更について議決を求める件」については、財産種別変更に伴う影響や種別変更後の利活用の法途ということも含めた質疑が行われた。

その他、新教区準備委員会における取り組みを踏まえた「教区及び組の改編に関する条例の一部改正案」等についても活発に審査が行われ、いずれも当局提案通り可決された。

最後に議員発議案が出され、一つには「宗議会議員選挙条例の一部を改正する条例案」、二つには「宗会条例の一部を改正する条例案」、そして「教区会議員選挙条例の一部を改正する条例案」の三つの議員発議案が出されたが全て否決された。

（委員長　鈴木現秀）

請願委員会

当委員会では、３件の請願案件が回付された。

＊御影堂から見真額を下げることを求める請願
＊教区会議員選挙における選挙資格に関する請願
＊教区会議員選挙における被選挙資格に関する請願

審査の中で、当該請願について、その書式の不備などの問題点が指摘された。さらに、見真額について、その製作者は誰だったのかというような質問があったが、慎重審査の結果、議に付する必要がないと決した。

【見真額について、内事部に確認した内容】
明治９年11月28日に、見真大師の「宣旨」と「見真」と書かれた１枚の絹地が天皇より下付された。「見真」の書は有栖川宮の揮毫。

（委員長　東野文恵）

懲罰委員会

宗議会において議員が不適切な言動があった時、懲罰を科するか否か、及びその軽重の程度を審査判断する委員会である。事犯があった場合は、賛同者５人以上で動議を議長に提出し懲罰を委員会に付すか否かを本会議で採決して、賛成多数であれば懲罰委員会が開催されるのが規程である。

今年も委員会における審査の事犯はなかった。

（委員長　鷲山宣裕）

運営委員会

運営委員会は、当団からは奥林曉、崖啓互、冨士澤丞、井上博、坂本敏明、三品正親の６名が選任されました。

宗派の最高議決機関における同朋の公議公論を前提とし、議会の運営ルールに則った進行に努めると共に、当局と「真宗興法議員団」の論旨と「同朋社会をめざす会」の論旨との相違の妥協点を模索しながらの運営に苦心しました。

象徴的だったのは、５月30日の審議において首都圏開教拠点設立に関する手続きを課題として、両者の意見に対する水面下の折衝を含めて、約６時間に及び議会が空転したことは、議会運営の難しさを物語るものでした。

最終的には内局からの真摯な答弁にも関わらず、めざす会による「内局不信任案」の発議（結果不決）、興法議員団による「慶讃法要に向けて宗門人が一丸となって進んでいくことを確認し、多くの課題に真摯に向き合う」ための議決が可決する結果となりました。

（委員長　奥林　曉）



真宗興法議員団は、東日本大震災に対して50万円、熊本地震に対して30万円、それぞれ義援金をお送りしました。義援金は、今宗会初日の５月24日、望月幹事長から但馬総長に手交されました。

今宗会ではこれらの災害に対して「被災地を忘れない、被災地に寄り添う基本方針として、息の長い支援活動」という当局からの説明がありました。

議会総括
首都圏開教拠点設立をめぐって

今宗会において当局から提案された 45 議案（予算関係 14、決算関係 12、財産関係 4、条例案等 11、その他 4）を慎重審議のうえ承認し、全て原案どおり可決されました。

会期中の注目すべき事項は、「同朋社会をめざす会」より首都圏開教拠点設立に関する質問が集中し、約 6 時間に及ぶ空転を含め、議会に混乱が生じました。さらには 13 年ぶりとなる「内局不信任決議案」がめざす会より提出されるという事態が起こりました。

この開教拠点に関する問題は昨年末から、宗政調査会などで度々質問があり、その都度当局から丁寧な説明がなされてきました。今宗会でのやり取りもそれを繰り返しているだけのものでした。

今回問題とされた事案は、当派の定められた規定に則って、財産管理審議会、参与会・常務会、公告等が順に行われ、最終的には 2017 年 10 月の宗会臨時会において承認議決されたもので、今回の混乱の責任は「めざす会」にあると断ぜざるをえません。

【首都圏開教拠点設立に関する財産処分について】

この施策は、首都圏における開教拠点の設立は非常に困難な状況であるために、宗派が土地建物を取得し、公募で選ばれた開教法務員を置き、ここで得た法務収入の宗派繰入額が拠点設置初期費用に達し、かつ宗教法人設立認可した段階で土地建物を当該拠点に寄付し、一寺院として自立させるものです。

今回、当該開教寺院が法人設立の申請、認証を受ける過程の中で、認証の審査資料として、所轄庁指導のもと「当該宗教団体が宗教法人格を取得した後、宗派名義の土地建物の所有権を当該法人に移転する」という内容が記された覚書を交わしました。めざす会の主張は、そのことが財産処分の行為着手にあたり、法規違反と議会軽視にあたるのではないかというものでした。

当局としては、覚書締結の根拠は、すでにこの施策が関係条例の整備と必要な予算措置をもって議会に示され、議会において承認されてきた経緯から見ても、手続きに瑕疵はなく、当然議会軽視にも当たらないという主張でした。

【内局不信任決議案】

6 時間の空転中も、当団は多数を背景として強行に議会を進めることは避けるべきとの姿勢で、議会の正常化に向けてめざす会と何度も話し合いの場を持ち、調整に努めました。

代表者の会合などで譲歩できることは譲歩し、正常化に向けて合意ができたと判断しましたが、めざす会はその合意も無視し内局不信任決議案を提案しました。当団としては、何のための話し合いと合意であったかと、誠に残念でなりません。

さらに不信任決議案の発議者が、参与会にて賛成したにもかかわらず、昨年の臨時会本会議で棄権し、なおかつ今宗会前に選出教区有志の質問状に署名捺印をもって名を連ねていることは、宗議会議員としての職責を放棄する行為であると言わざるを得ません。

なお不信任決議案は、言うまでもなく当団及び無所属議員全員の絶対的多数で否決されました。

【宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年
立教開宗八百年慶讃法要に向けて】

当団は、今宗会の願い無き議論に終止符を打つべきと考え、あらためて首都圏開教拠点設置による寺院建立を願う宗派施策の重要性を再確認しました。我々は限りなく共なる世界に向かわしめる本願に乗托し、その本願の御教えを外に向かって開き続ける開教の願いを支えていきます。

その意味で、議会最終日に当団の望月幹事長が発議者となり「宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要に向けて」と題して決議案を発議し、賛成多数で可決しました。

この決議は、今宗会が慶讃法要の取り組みがスタートする大切な意味を持っていたにもかかわらず、開教拠点設立の件で多くの時間を割き混乱が生じたことによって、宗務執行の基本方針や慶讃法要の具体的取り組みについて議論が深められなかったことを残念に思い、あらためて慶讃法要に向かって宗門人が一丸となって進んでいくことを確認し、議会人として多くの課題に向き合う責務を果たすことを決議するものでした。

興法議員団はより一層、皆様の声を聞き届け、次世代に手渡す宗門の姿を形作ってまいります。

真宗興法議員団ホームページ

http://www.shinshukoubou.com/

新入団議員 挨拶



酒井一明
（高岡教区）

昨年宗議会改選にあたり、熟慮する暇もないまま引き受ける事となりました。教区の状況もあまり理解しておらず、まして宗門の諸問題等考える事もない生活。この様な私に果たして務まるものかと不安ばかり。しかし、私に与えられた課題を真摯に受けとめ諸先輩、同期の方々と共に取り組んで行きたいと考えております。



佐々木　高
（能登教区）

今日､危機管理で最も大切なことは、事実の確定と現実から逃げないことだと言われます。かつて宗門が危急存亡のときに、先達は「我らはその中に居て、努めざるべからざるに非ずや　宗門亡びなば　末徒それと共に亡ぶ　何の不可なる處がある」と喝破されました。この至言を自らの信条に戴き、微力を尽くしてまいりたいと存じます。



坂本敏朗
（金沢教区）

組や教区に充分かかわり、暫くは寺の法務に専念と思っていた矢先の当選でした。初めての定期宗会（定宗）は、議案審査のみならず、思いのほか過酷な状況の中でも瞬時に方向づけを明確にしていく手際を間近にさせていただきました。言葉の重さをかみしめながら、足手まといを覚悟のうえで、ご指導のもと歩みたいと思っています。



今川雅照
（福井教区）

地元の多くの方々から、力強い御推薦をいただき、宗会議員として初めての定宗に臨み、その責任の重さを改めて実感しています。初日の宗務総長演説を拝聴し、「本当に私は、宗祖の御誕生と立教開宗を慶讃する者になり得ているのか？」との直近の課題提起に、宗門に身を置く一人として、自問自答をしてまいりたいと思っています。



内記　浄
（高山教区）

初めての定宗、いろいろなことを教えていただき、学ばなければならないことも多くあることを知りました。宗門の問題とは、「第 20 願」の問題であることを教えられました。改めて、曽我量深先生の「信に死し　願に生きん」というお言葉が響きます。今後とも「已・今・当の往生人」と出会える道を歩みたいと存じます。



尾畑英和
（岐阜教区）

宗議会議員として初めての定宗に臨み、身の引き締まる思いです。２０２０年７月、全国に先駆けての高山教区との合併を控え、中央と地方とのパイプ役を果たしたいと願っております。寺離れ、宗教離れが進む中、念仏の教えをどう相続していくのか、喫緊の課題です。聞法教団として教化、伝道の更なる充実に尽力してまいりたいと存じます。



三品正親
（京都教区）

初めての定宗で、宗門の台所事情、教化施策、その他多くの課題を学ぶことが出来ました。おかげで宗門の未来を見据え考える責任を痛感いたしました。 一議員として何が出来るか、いささか心配なところではありますが、今常会で宗門の動きを見ることが出来ましたので、微力ながらその一役を担わなければと思っております。



西受秀文
（大阪教区）

初めての定宗では、決算委員会に所属し総括質問をするという貴重な機会をいただきました。自信教人信の誠を尽くす教化の現場をお預かりする住職の立場と、宗政に携わる宗議会議員として、真宗興法議員団綱領の精神に立ち返りながら、今の、そしてこれからの宗門を、朋に議論し考えていきたいと思います。よろしくお願いします。



古賀堅志
（久留米教区）

初めての定宗に臨み、議会の仕組みに戸惑いながらも、先輩諸氏のご指導により何とか努めさせていただきました。議場に座るたび、宗門の歩む道を最終的に決める場の一席を占めている責任の重さを感じました。教区から見ていた宗門は一部でしかなく、全体像はまだぼやけています。願いを動きに、己が分を尽くして参りたいと思います。



松岡憲了
（長崎教区）

１期生として初めての宗会に臨んで、自らの勉強不足を痛感させられました。大乗仏教の基本精神は、如来の教法への信順と、徹底した自己批判だと了解しております。議員であることでそのことを忘失しないよう自戒し、宗憲前文にある、宗門運営の根幹となる精神に常に問いながら、謙虚に宗政に参画していきたいと思います。

真宗興法議員団 主な質問内容

【代表質問】

大谷制以知　議員
・福島原発事故　・首都圏開教
・社会状況に対応する教学の確立
・行財政改革　・差別事象への対応
・教化事業の整理　・労務環境の整備
・宗務所の人員確保　・御依頼減額
・慶讃法要の記念事業　・儀式について

【一般質問】

那須信純　議員
・真宗本廟における儀式のあり方
・真宗本廟の重要文化財指定について
・財団問題について　・幼年教化について

鳥越正道　議員
・聖教編纂室の設置について
・聖徳太子 1400 回忌について
・大谷専修学院について

鷲山宣裕　議員
・男女共同参画推進条例の制定について
・女性室の発展的再編について
・組会・門徒会への女性参画について

髙月賢瑩　議員
・少子高齢化、過疎化対策
・聖徳太子 1400 回忌について
・懇志金、賦課金、相続講内規について

諸岡　敏　議員
・少子高齢化、過疎化への宗派対策
・組の改編　・複数寺院の兼務住職
・寺院活性化支援室について

清　史彦　議員
・宗門の将来像を見据えた教区改編
・宗務所、教区、組、寺院の役割分担
・教化の中心を教区へ移管

轡田普善　議員
・「課題提起書」　・本廟奉仕活性化
・宗派財政の現状　・第 3 回門徒戸数調査
・不動産活用による歳入増について

竹内彰典　議員
・本廟施設の利活用　・共済のシステム
・宗派宝物の保管と展示　・害虫対策
・寺院教会名簿の発行　・財界同朋の会

酒井　良　議員
・慶讃法要の受け止め　・社会福祉事業
・宗憲について　・池の平青少幼年センター
・宗務役員の採用と育成　・非戦平和研修会
・過疎地域の支援と青少幼年教化

所属議員（46 名）

鷲山宣裕（北海道）	木越　渉（金沢）	訓覇　浩（三重）
八島昭雄（北海道）	冨士澤　丞（金沢）	東野文惠（長浜）
新羅興正（山形）	坂本敏朗（金沢）	髙月賢瑩（長浜）
那須信純（東京）	大谷制以知（小松）	大橋秀暢（京都）
小林光紀（三条）	但馬　弘（大聖寺）	竹内彰典（京都）
井上　博（高田）	鈴木現秀（福井）	三品正親（京都）
土肥人史（富山）	今川雅照（福井）	清　史彦（大阪）
轡田普善（富山）	内記　浄（高山）	奥林　暁（大阪）
滝澤康俊（高岡）	里雄康意（大垣）	西受秀文（大阪）
髙屋康順（高岡）	下谷泰史（大垣）	望月慶子（山陽）
酒井一明（高岡）	沼　秋香（大垣）	長峯顕教（日豊）
崖　啓互（能登）	尾畑英和（岐阜）	草野龍子（久留米）
諸岡　敏（能登）	酒井　良（岡崎）	古賀堅志（久留米）
佐々木　高（能登）	藤井宣行（岡崎）	松岡憲了（長崎）
	勅使　忍（名古屋）	鳥越正道（熊本）
	富田泰成（名古屋）	齊藤法顕（鹿児島）

幹事会

【幹事長】望月慶子
【副幹事長】沼秋香 / 大谷制以知
【政調会長】木越　渉
【事務局長】那須信純
【会　計】齊藤法顕
【幹　事】奥林暁 / 長峯顕教

【発　行】
真宗興法議員団
2018 年 7 月 15 日
【発行人】
望月慶子
兵庫県洲本市栄町 4-3-43
浄泉寺